美咲町立中央中学校屋内運動場
ＬＥＤ照明整備工事

（性能発注による設計施工一括発注方式）

実施要項

令和８年１０月

美咲町

目　　次

１．実施要項の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．本工事の全体概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３．対象施設及び工事内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４．参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５．失格条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６．受注者選定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
７．実施要項・要求水準書に関する質問の受付・・・・・・・・・・・・・・・４
８．現地見学に関する受付・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・４
９．契約者の選定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１０．契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１１．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１．実施要項の定義

この「美咲町立中央中学校屋内運動場ＬＥＤ照明整備工事実施要項」（以下「実施要項」という。）は、美咲町（以下「発注者」という。）が「美咲町立中央中学校屋内運動場ＬＥＤ照明整備工事」（以下「本業務」という。）について、設計・施工一括発注方式で実施する受注者を選定するに当たり、必要な事項を規定したものです。

別添の「美咲町立中央中学校屋内運動場ＬＥＤ照明整備工事要求水準書」（以下「水準書」という。）、は実施要項と一体のものとします。（以下「実施要項」、「水準書」を総称して「実施要項等」という。）

・「ＬＥＤ照明整備工事」とは、屋内運動場の水銀灯、蛍光灯を消費電力の少ないＬＥＤ照明に取り換えることをいいます。

２．本業務の全体概要

（１）業務の名称・場所

美咲町立中央中学校屋内運動場ＬＥＤ照明整備工事

美咲町原田２１３０番地

（２）業務の目的

美咲町立中央中学校で使用中の水銀灯、蛍光灯（屋内運動場アリーナ、屋内運動場附属室）について、消費電力の小さいＬＥＤ照明器具に交換することにより、省エネルギー化、二酸化炭素排出量の削減、電気料金及び維持管理費の縮減を図るとともに、学校活動、地域利用、施設開放及び避難所利用に必要な照明環境を確保するもの。

（３）業務の方式

性能発注による設計・施工一括発注（ＤＢ方式）により、受注者を決定します。

（４）本業務に係る事務局（以下「事務局」という。）

部　署　名：美咲町理財課

所　　在：〒７０９－３７１７ 岡山県久米郡美咲町原田２１４４番地１

電　　話：０８６８－６６－１６１０

電子メール：nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp

３．対象施設及び業務内容

（１）対象施設

美咲町立中央中学校屋内運動場

（２）提案上限額４，６００，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）

（３）支払条件

発注者は、受注者が実施する設計・施工業務に係わる請求負代金額について、あらかじめ定める額を完了後に受注者に支払います。

（４）業務概要

ア　契約後速やかに対象施設に対する現地調査を行い、使用器具提案書を作成し提出する。

イ　発注者による確認を受けた使用器具提案書に基づき、照明器具等を調達する。

ウ　発注者と作業予定等を調整の上、取替検討書を作成し発注者に提出する。

エ　取替検討書に基づき、取替作業を行う。

オ　完成図書が完了した段階で、本町の完了検査を受ける。

（５）工事期間

①　契約上の工期等

本業務の契約上の工期は、本契約締結後、令和９年３月３１日(水)までとします。

４．参加資格要件

（１）参加者の構成等

入札の参加者は単体企業とします。

（２）参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

①　令和８・９年度において、電気工事の工事入札参加資格を有するもの。

②業者格付　Ｄ　以上

③　岡山県内に本社又は主たる営業所を有していること。

④　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の各項に該当しない者であること。

⑤　美咲町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止期間中でないこと。

⑥　入札に参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等） 又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。

⑦　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑧　美咲町暴力団排除条例（平成２３年美咲町条例第１３号)第２条の規定に該当しない者であること。

⑨　美咲町の競争入札参加資格者名簿に登録があること。

⑩　前各号に掲げるもののほか、実施要項において求める要件を満たしていること。

５．失格条項

次に掲げる項目に該当する場合は失格とします。

① 実施要項「３対象施設及び業務内容」の「（２）提案上限額」を超える金額で入札された場合

② 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合

③ その他、実施要項等に違反した場合

６．受注者選定スケジュール

受注者選定スケジュールは以下のとおりとします。ただし、本町の都合により日程は変更となることがあります。

また、事務局窓口での書類の交付や受付等については、土日及び祝日を除く９時から１７時までとします。

（１） スケジュール表

項　　目	年　月
案件公表	2026 年 10 月 28 日
現地見学会申込受付期間	2026 年 10 月 28 日 から 2026 年 11 月 4 日
現地見学実施期間	2026 年 11 月 4 日 から 2026 年 11 月 6 日
質問書の提出期限	2026 年 11 月 6 日
質問に対する回答　　（ホームページに掲載）	2026 年 11 月 9 日
入札の実施	2026 年 11 月 13 日
選定結果の通知・公表	2026 年 11 月 16 日
契約締結	2026 年 11 月 20 日
設計書作成	2026 年 12 月
工事着手（設計書承認後着手すること）	2026 年 12 月
工事完了	2027 年 3 月
完了検査	2027 年 3 月
引渡	2027 年 3 月
支払い	2027 年 3 月

（２） 資料

① 質問書　　【様式第１号】

７． 実施要項・仕様書に関する質問の受付

質問がある場合、質問書【様式第１号】を提出してください。 なお、口頭による質問は不可とします。

① 提出期限：2026 年 11 月 6 日（金）１７時

② 提出方法：原則として電子メールにより事務局へ送信してください。

※Mail：nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp

また、電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を事務局へ１７時までに電話連絡してください。

③ 回答方法：本町公式ホームページにおいて、社名等を除き質問及び回答を 2026 年 11 月 9 日（月）１７時までに随時町ホームページに公表します。

８．現地見学に関する受付

現地見学を希望する場合は、現地見学申込書【様式第２号】を提出してください。

① 提出期限：令和８年１１月４日（水）１２時

② 提出方法：原則として書面に必要事項を記入の上、電子メールの添付ファイにより事務局へ送信してください。
また、電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を事務局へ１６時までに電話連絡してください。

③ 見学施設：美咲町立中央中学校屋内運動場

④ 見学期間：令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月６日（金）までの間で、①１０時００分～１１時３０分・②１３：００分～１４時３０分・③１５時００分～１６時３０分とし、日程調整については先着順で調整します。日程調整については先着順で調整します。

⑤ 見学方法

ア 本町が指定した対象施設及び日時のみ見学ができます。詳細な日時等は、見学申し込み後、事務局との協議のうえ先着順にて決定するものとします。

イ 見学は、参加者ごとの実施とし、各々１時間程度とします。

ウ 車で来校する場合、車は１参加者につき１台までとします。

エ 参加者は、３名以内とします。

オ 現地見学会の申し込み、その他問い合わせを対象施設へ行うことは、厳禁とします。対象施設への問い合わせを行った場合には、受注者の選定において失格とする可能性があります。

９．契約者の選定（入札の方法）

（１）**入札の実施　＜令和８年１１月１３日（金）１０時必着＞**

「入札書」に必要事項を記入・押印（印鑑登録済の印を使用してください）のうえ、入札書を事務局へ郵送で提出してください。

最低価格落札方式により最も安い価格の入札者を優先交渉権者とします。

入札結果は落札決定後本町ホームページにて公表します。

１０．契約の締結

（１）　契約手続きについて

落札者とは優先交渉権者として契約を締結します。

（２）　契約保証金

契約保証金は、美咲町財務規則（平成１７年美咲町規則第４３号）第１１０条の規定に基づき納付してください。

有価証券等の提供又は金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができるものとします。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の１００分の１０とします。

１１．その他

実施要項等に定めのない事項については、建設業法(昭和２４年法律第１００号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成１２年法律第１０４号)及び美咲町工事執行規則、その他関連する法令を遵守し、行うものとします。